

障害者控除対象者認定書・おむつ代の医療費控除のための 確認書の発行について

障害者控除対象者認定書

身体障害者手帳等の交付を受けている方は、所得税・町道民税の所得控除を受けられます。

身体障害者手帳等をお持ちでない方でも、65歳以上の方で、要介護認定を受けている方などを対象に、常に寝たきりなどの状態にある場合や、障害者手帳や療育手帳などの交付基準に準ずると認定された場合には、確定申告等をする際に、障害者控除が受けられます。

町では、対象者と認定される方またその扶養者に「障害者控除対象者認定書」を発行していますので、該当すると思われる方は申請してください。

ただし、対象者本人またはその扶養者が非課税で申告する必要はありません。

また、身体障害者手帳等で控除を受けている方でも、手帳と認定書の区分(障害者・特別障害者)が違う場合、控

除額の多い方で申告できる場合もあります。

詳しくはお問い合わせください。

【対象】

町内に住所を有する65歳以上の方で、次のいずれかに該当する方

①要介護認定により要介護1以上と認定されていて、その認定資料(主治医意見書または認定調査票)から、「寝たきり」・「準寝たきり」あるいは「重度の認知症」・「軽・中度の認知症」の状態が確認できる方

※要介護認定を受けていても必ずしも障害者控除の対象となるものではありません。

②医師の診断書等により、身体障害者手帳1〜6級、療育手帳A・Bに準ずると認められる方



おむつ代の医療費控除のための確認書

おむつ代が医療費控除の対象と認められるには、医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、次のいずれにも該当する方は、町が交付する「おむつ使用の確認書」に代えることができます。

【対象】

①おむつ代について、医療費控除を受けるのが2年目以降の方(初めて控除を受けられる方は、かかりつけ医療機関にお問い合わせください)。

②介護保険の要介護認定者で、主治医意見書に「寝たきり度B1以上」かつ「尿失禁あり」の記載がある方

【申請窓口】

- ・保健福祉課介護保険係 (シルバープラザ内)
- ・住民生活課国民健康保険係
- ・熊石総合支所住民サービス課
- ・落部支所

【問い合わせ先】

保健福祉課介護保険係
(シルバープラザ内)
☎0137-64-2111

申告書の作成は簡単・便利な 「確定申告書等作成コーナー」 をご活用ください!!



国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが税務署に出掛けることなく、自宅で簡単に作成することができます。

作成した確定申告書は、印刷して郵送等により提出できるほか、そのままe-Taxで送信することができます。

確定申告書の作成には自動計算で簡単・便利な「確定申告書等作成コーナー」をぜひご利用ください。

【e-Taxでの申告に際してのご注意】

※e-Taxで申告をする場合、電子証明書が必要となりますが、有効期限は取得後3年となっています(住基カードに記載されている有効期限(10年)は電子証明書のものではありません)。有効期限が過ぎている場合は更新手続きとe-Taxへの再登録が必要です。再登録の手続きについては、八雲税務署へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 八雲税務署 ☎0137-63-2148